

広島県告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二〇五号廿日市駅通線

三 事業施行期間

平成二十三年三月三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市駅前地内

使用の部分

広島県廿日市駅前地内